

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約分)

| No. | 案件名称                                   | 委託種目        | 契約の相手方                    | 契約金額<br>(税込) | 契約日      | 根拠法令                      | <a href="#">随意契約理由<br/>(随意契約理由番号)</a> | WTO |
|-----|--|-------------|---------------------------|--------------|----------|---------------------------|---------------------------------------|-----|
| 1   | 大阪市保健所(あべのメディックス10・12階)<br>電話回線移設等業務委託 | 13その他代<br>行 | KOSネットワーク株式会社             | 135,300      | R5.10.3  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 | 別紙のとおり                                | -   |
| 2   | 健康局3 電話機の増設にかかる配線作業                    | 13その他代<br>行 | 協和テクノロジズ株式会<br>社          | 19,580       | R5.10.4  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 | 別紙のとおり                                | -   |
| 3   | 令和5年度ハンセン病回復者等支援者養成<br>講座実施業務委託(概算契約)  | 13その他代<br>行 | 社会福祉法人恩賜財団済<br>生会支部大阪府済生会 | 379,310      | R5.10.20 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 | 別紙のとおり                                | -   |
| 4   | 精神障がい者地域生活移行推進事業(R5-<br>2)(概算契約)       | 13その他代<br>行 | 社会福祉法人 精神障害<br>者社会復帰促進協会  | 381,612      | R5.10.27 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 | 別紙のとおり                                | -   |

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市保健所（あべのメディックス 10・12 階）電話回線移設等業務委託

2 契約の相手方

KOS ネットワーク株式会社

3 随意契約理由

本案件は大阪市保健所における電話回線の移設、増設、撤去及び設定変更を行うものである。現在設置している電話交換機は、上記業者が設置し保守点検を行っているため、本事業は上記業者以外では技術面の対応が不可能であり、上記業者以外が実施した場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明になり、著しい支障がでる恐れがあることから、本件業務を委託することとし、特名により契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話番号：06-6647-0696）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

健康局 3 電話機の増設にかかる配線作業

### 2 契約相手方

協和テクノロジズ（株）

### 3 随意契約理由

大阪市役所本庁舎の電話交換機については、協和テクノロジズ(株)により構築されていることから、保守作業も同社が担っている。電話配線作業についても、新設・撤去に関して工事作業及び電話交換機上でのデータ設定作業等が必要となり、保守業務と密接不可分の関係にあり、当該事業者以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 （G4）

### 5 担当部署

健康局総務部総務課総務グループ（電話番号 06 - 6208 - 9892）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度ハンセン病回復者等支援者養成講座実施業務委託（概算契約）

### 2 契約の相手方

社会福祉法人<sup>財団</sup>済生会支部大阪府済生会

### 3 随意契約理由

本事業は、ハンセン病問題の基本的な内容についての講習からなる。

ハンセン病問題の基本的な内容についての講習にあたっては、ハンセン病問題についての深い知識と理解が不可欠である。また、具体的な手法としては、ハンセン病回復者から直接体験を話してもらうことが最も効果的と考えられることから、仕様書でハンセン病回復者からの講話を盛り込むこととしている。

社会福祉法人<sup>財団</sup>済生会支部大阪府済生会は、「ハンセン病回復者支援センター」を設置し、ハンセン病問題を正しく理解してもらうための啓発広報及びハンセン病回復者の希望に応じた外出支援事業等に取り組んでいる。また、大阪府から「ハンセン病療養所入所者社会復帰等支援事業」の委託を受けており、これらの事業を通じて市内のハンセン病回復者、療養所の在園者及びスタッフとの間にネットワークを築いている。

このように、日頃からハンセン病問題に主体的かつ積極的な取り組みを通じて、ハンセン病問題に関する深い知識・理解とハンセン病回復者、ハンセン病療養所とのネットワークを有する団体は、現在のところ社会福祉法人<sup>財団</sup>済生会支部大阪府済生会以外にはないことから、本事業を同会に委託するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

健康局保健所感染症対策課感染症グループ（電話番号 06-6647-0656）

## 随意契約理由書

1 案件名称 精神障がい者地域生活移行推進事業業務委託（R 5 - 2）（概算契約）

2 契約の相手方 社会福祉法人 精神障害者社会復帰促進協会

3 随意契約理由

本業務は、長期入院者（支援対象者）の病状、生活状況、帰住先、退院後のニーズ等に応じて、その支援業務内容が変化し、画一的な業務内容を定めることができないため、競争入札に適さないものであり、また、業務の履行に際して多数の契約相手方が必要となるものである。よって、予め定めた募集要項に基づき選定を行った上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号

5 担当部署

健康局健康推進部こころの健康センター（電話 06-6922-8520）